

I. 事務局から**1. 市登録の手続きについて**

①3/30(土) 時刻 1:00 令和6年度登録受付をする。(駅南公民館にて)

②提出書類は別紙案内を参照+事務連絡（登録人数と総金額を事前に提出）

③個人登録は通し番号とする。学年別にしない。住所を記入する。

※平成29年度から、幼児(年長のみ)の個人登録を可とし、1年生以下の部に出場できるものとする。(27年度末)

2. 個人登録の追加について

①事務所に連絡を入れること。

<手続き受付時間> 13:00~17:00 (木・金)

②コピーしたものに追加登録者を赤字で記入して提出する。

③移籍について (※市川市内の移籍についての費用は一切かかりません。)

代表者同士(移籍前Aチームと移籍後Bチーム)が移籍の確認



Aは移籍申請書を事務局に提出する。Bは追加登録者を赤字で記入して提出する。

3. 事前メンバー表の提出について

①締め切り期日までに郵送で提出

②ホームページからプリントアウトして作成。

◆「事前メンバー登録表」と「当日メンバー表」の提出について**事前メンバー登録表**

⇒各大会前の所定の期日までに提出(郵送か抽選の際に提出)。**→個人登録との照合が目的**

→4種委員会が主催するすべての大会で提出する。(19年度末確認)

⇒同一大会に2チーム以上出場するチーム代表者は、抽選日にそれぞれのチームの事前メンバー登録表を2部提出すること。(19年度末確認)

→選手の入れ替えを容易にできなくすることが目的。

→病気や怪我等でやむを得ず入れ替える場合は、委員長に報告。

⇒実施要綱、参加資格に下記の文言を入れる。(19年度末確認)

「大会に2チーム以上の参加が認められた場合、抽選を行う当日、事務局にそれぞれのチームのメンバー登録表を2部提出すること」

当日メンバー表

⇒大会当日に、各会場の本部に提出。

→当該学年の選手が試合に出る機会を妨げていないか確認するのが大きな目的

→19年度から、4種委員会が主催する4年生以上のすべての大会〔北ライオンズ杯・松木杯・親善大会・支部大会〕で提出する。(19年度末確認)

・当日メンバー表の書き方が分かりにくく⇒例示して分かりやすくする。(19年度末確認)

4. 抽選について

・令和5年度の大会の抽選から、適宜「自動抽選システム」を導入し、会議の効率化を図る。(令和4年度末確認)

・会議の効率化を進めるため、令和6年度の4.5.6年対象の大会の抽選を、役員会にて「自動抽選システム」で行い、代表者会議では抽選結果を確認するだけにする形式を、適宜試行する。(令和5年度末確認事項)

・春、秋、冬に行われる、わんぱくサッカー大会の抽選は行わず、主管支部に抽選を委ねることとする。また抽選のための代表者会議も原則として行わない。大会要項説明等で全体に周知のため会議が必要な場合は役員会で検討する(令和5年度末確認)

5. その他

Q: 「学年により、選手数が極端に少ない状態。自チームの下学年で補充するのではなく、同じような状態の他のクラブと合同でチームを作り、試合に出ることは可能か」との質問があった。

A: 原則として自チームの下学年で対応。個別のケースごとに委員長と協議の上判断する。委員長が判断できない場合は、役員会を臨時招集して決定。

・各大会の会計報告を年度末に報告する。(17年度末)

・19年度の市川市サッカー協会ホームページ開設に伴い、各チームへの情報の配信は、ホームページ上に掲示するのみとする。(原則として郵送による文書等の配信は行わない。)(18年度末確認)

・プログラムの配布については、ホームページを開設により、松木杯、親善大会6年の部以外は、配布しない。各クラブはホームページからダウンロードして確認。(21年度末)

・他市、他県のサッカー協会に個人登録している選手が、本市サッカー協会へ併合して個人登録することは、これを認めないこととする。（29年度末）

・会場責任者は試合結果を記録HP担当者へ(行徳SC田所さんへLINEで)速やかに報告すること(令和5年度末確認)

II. 審判関係

1. 審判研修について

・18年度までは、ゴールデンエイジの選手を預かる者として、審判と指導の研修に励むことが必要との考え方から、市内大会前に「大会前審判研修」を実施し、審判技術の向上を図っていた。19年度からは、大会前研修の意義は重要に捉えつつ、「審判技術の向上」と「各チームの審判員の実情」を考慮して各支部で実施することとなった。

⇒審判研修を各支部で行う。年間2回(前期:4月～9月に1回・後期:10月～3月に1回)

各支部長は研修日を決定→研修日の前々月末までに、市川市審判委員会にインストラクターの申請をするなお、これにかかる費用は4種委員会が提出する(令和5年度末再確認)

⇒初級レフェリースクールを行う。年2回(中央支部と北部支部合同で1回、総武支部と南部支部合同で1回)

各支部長は支部内の受講者をまとめ、審判委員会に報告する。(令和5年度末再確認)

⇒各支部で行う年間2回の審判研修は、17年度まで行われていた「大会前研修」を兼ねていることから、各チームより2名以上参加することとする。これにより、次年度の市内大会への参加が認められる。（19年度末確認）

⇒各支部で行う年間2回の審判研修とは別に、(仮称) レフェリースクール(中級)を新設し、審判技術の向上を図ることを推進する。（26年度末確認）

・「実際に審判をする人が審判研修を受けられる環境づくりのために、各支部で練習試合等を組み、実際に指導している人が審判の研修を受けるようにお願いしたが、必ずしもそのような研修会ばかりではなかった。」

⇒「実際に審判をする人が審判研修を受けられる環境づくり」を各支部で検討（19年度末確認）

・審判研修が雨天中止の場合の決定と予備日について

⇒中止の決定はあくまでも、支部の判断で行う。また、予備日を設ける。（19年度末確認）

⇒23年度から、各支部で行う年間2回の審判研修のうちの後期の1回を審判免許更新実技研修とする。

・コロナ禍により、現在審判研修は行われていないのが現状。令和4年度はできる限り開催。（令和3年度末確認）

・**審判実技技術の向上のため、親善大会6年生の部を対象に、審判の大会前研修を実施する。(令和5年度末確認事項)**

内容 親善大会6年生の部大会前審判研修会を年4回開催する。親善大会6年生の部で審判をする者は、この年4回行われる研修会の何れかで、審判研修を受けていることとする。この年4回行われる研修会は、各支部が行う年2回の審判研修会のうちの1回を充てることとする。

2. 試合当日の審判について

⇒第1試合30分前に審判団（各チーム最低1名）を結成することは守られている。審判団の終了は最終ゲームとするが、自チームの結果により早く終了する場合もありえる。原則は1日拘束とする。

⇒決勝日の審判については、決勝戦、準決勝戦は原則として審判委員会が担当、準々決勝4試合は勝ち残った該当チームで審判団（各チーム最低2名）を結成する。（21年度末）

3. 県大会帯同審判員認定審査について

・**審判更新講習の内容に実技が含まれなくなったため、県大会の帯同審判員には「県大会帯同審判員認定審査」の受講が必要となった。受講の場については適宜開催する。(令和5年度末継続確認)**

III. 戰技関係

1. 市内大会について

・日本サッカー協会及び千葉県サッカー協会の推奨する「ウェルフェアオフィサー」の活動を、市川市サッカー協会4種委員会として普及、推進していく。（29年度末）※30年度、元年度と第1回代表者会議にて「ウェルフェアオフィサー」の説明を行った。令和2年度も第1回代表者会議にて説明を行う。

8人制のサッカー大会実施について

・日本サッカー協会は4種委員会の大会を、8人制のサッカーに移行させており、県大会や他市の大会もほとんど8人制を取り入れている現状がある。また、選手数の減少により、同一学年で11名揃えるのが難しいクラブが増えていることを踏まえ、市川市でも導入すべきでないかとの意見がだされ協議した。（令和2年度末確認）

協議の結果

・現状の全国大会、県大会の8人制の現状をみると、走れる8人を育ててしまい選手交代をしない

傾向がある。

この傾向は、11人制に比べて3人試合に出られない選手がいることを意味しており、選手の出場機会を奪うことになる。これはチャンピオンを決める大会に8人制を採用する弊害といえる。

・選手数の減少により、8人制の方が都合の良いクラブもあるのは理解しているが、現状としては、市川市サッカー協会第4種委員会主催の市内大会（4年、5年、6年）には8人制を採用しない。しかし、実施するとしたら、14名ルールのような、選手の出場機会を妨げないきまりが必要という視点で継続して協議していく。（8人制の交流戦による検証）

・令和2年度、コロナ禍の交流戦では8人制を採用し、試合時間は10分の3ピリオド制、当該学年を先発させるとともに、登録選手は最低1ピリオドは出場することとして、選手の出場機会を確保した。令和3年度はこの規則が、普通の大会規則として適用できるかという視点で検証していく。（**令和2年度末確認**）

検証の結果

8人制を公式戦に導入する（令和3年度末確認）

・市内大会の公式戦に8人制と3ピリオド制（当該学年を先発させるとともに、登録選手は最低1ピリオドは出場すること）を導入する。具体的には、北ライオンズ杯、松木杯、シャポーカップ親善大会、各支部大会で導入する。

シャポーカップ親善大会6年生の部のみ、11人制・14名ルールとする。

■北ライオンズ杯

・北ライオンズ杯の内容変更

⇒26年度から、6年生の部、5年生の部のトーナメント戦は、前年度の親善大会の5年の部、4年の部の結果が反映される。

反映の内容=前年度の親善大会で敢闘賞を得たチームは、次年度のライオンズ杯で、ベスト8で初めて対戦するように、抽選時に調整する。（25年度末）

・市川北ライオンズクラブから令和5年度末を持ってスポンサーを終了したい旨の申し出があった。令和6年度は、春季サッカー親善大会として、今まで通り、4、5、6年生の部をトーナメント戦で行うこととする。令和7年度以降については、役員会を中心に協議していく（令和5年度末確認事項）

■親善大会

・親善大会の内容変更（6年生の部）

⇒25年度から、JR東日本系列のシャポー（市川シャポー、本八幡シャポー）がスポンサーとなり、親善大会を「市川市少年サッカー親善大会シャポー市川カップ（西暦数字）」として実施する。（24年度末）

⇒「市川市少年サッカー親善大会シャポー市川カップ（西暦数字）6年生の部」の決勝戦は、フクダ電子アリーナにて、ジェフユナイティッド市原・千葉の開幕戦の前座試合として行う（24年度末）

⇒「市川市少年サッカー親善大会シャポー市川カップ（西暦数字）6年生の部」の閉会式はフクダ電子アリーナにて行う。3位の表彰は準決勝終了後に会場にて行う。（25年度末）

⇒同点にて決着がつかない場合は、即PK戦を行う。PK戦は5人ずつ蹴り、なお決着がつかない場合は両チーム優勝とする。（27年度末）

・親善大会の内容変更（5年生、4年生の部）

⇒25年度から、5年生の部、4年生の部も、「市川市少年サッカー親善大会シャポー市川カップ（西暦数字）」として実施する。（25年度末）

⇒5年生の部はリーグ戦のみとし、決勝トーナメントは行わない。（2日間で実施）（24年度末）

理由：①学校行事との関係で、リーグ1位となりながら決勝トーナメントに参加できないチーム増加
②開催時期の変更を役員会にて検討したが、変更は難しいとの結論。

③25年度から6年生の部の閉会式はフクダ電子アリーナで行われるため、5年生の部の閉会式は別途考えなければならないこと。

⇒4年生の部は今までどおり、リーグ戦のみ、決勝トーナメントは行わない。（2日間で実施）

■松木杯

・松木杯の日程について

⇒決勝を平日開催から土日開催に変更する。

・Bチームの参加資格等を検討する。（28年度末）

※28年度を含めた、ここ数年間の松木杯の反省から

①「常時8人以上が試合に出ていること」の条件が厳しく、結果として2チーム出場することを断念せざるをえないことが多い。

②クラブを代表するチームであっても、6年生の人数が極端に少ない等の実情から、大差で負けてしまうことが目に余るようになった。

※反省を踏まえた競技規則の変更

基本的となる考え方：大会趣旨の「6年生の活躍の場とする」をさらに重く考えていく。

①については、2チーム出場する場合の「常時8人以上」の条件をなくし、6年生が1名でもいたら、その子のためにチームを組み、大会に出場できるものとする。

②については、クラブを代表するチームであっても、Bの部を選択して出場できることとする。

※各クラブが、Aの部かBの部どちらに出場するか選択できるということ。2チームともAの部に出席することも可とする。（29年度末）

■わんぱくリーグ

・わんぱくリーグの主管について

わんぱくリーグサッカー大会（春）スポーツデポカップ=中央支部+北部支部（協力）

わんぱくリーグサッカー大会（秋）ジュニアカップ=北部支部+中央支部（協力）

わんぱくリーグサッカー大会（冬）行徳ライオンズカップ=南部支部、総武支部

・プレーヤーを育成するという観点から、ジュニアカップの試合方法を検討する。（29年度末）

・秋に実施していたジュニアカップ（JC杯）サッカー大会を改め、「参加するすべての子ども達がプレーヤーとしてサッカーを楽しむこと」を目的に、「ジュニアサッカーフェスティバル」として開催した。補欠や控えがなく、当日即席でチームを作る方法は、今後も継承していく。（30年度末）

・わんぱくリーグ参加のプレーヤーの発達段階、育成の面から、3号ボール使用、6人制サッカーを検討する。

⇒28年度行徳ライオンズクラブカップで試験的に、1. 2年は3号ボール使用。ミニコートの大きさを、縦34～38m、横20m～25mとし、6人制で実施。（28年度末）

⇒ミニコートでは、ゴールエリアとペナルティエリアを兼ねて半径6m。センターサークルは4m。ゴールキックの際、相手選手は、自陣のサイド（センターインより自陣側）まで戻すこと。FKは4mの距離をとる。（令和4年度末）

⇒1. 2年も4号ボール使用に変更（令和4年度末）

⇒3年生の行徳ライオンズ杯は8人制、通常の小学生用ゴール、ピッチで行う（令和4年度末）

⇒わんぱくリーグサッカー（秋）は、ジュニアカップ（JC杯）サッカー大会を改め、令和元年から「ジュニアサッカーフェスティバル」として開催してきたが、力量のある指導者の確保や、チームとして年3回の大会に参加したいとの希望が強いため、令和6年度は、2, 3年生の部を大会形式にし、1年生の部のみ、当日即席でチームを作る方法でフェスティバル形式とする（令和5年度末確認事項）

■支部大会

・支部大会の時期を検討する。現行は6年生の部を2月に実施しているが、卒業を控え他の招待大会が多数実施されるようになってきたため、2月は他学年の部を実施したほうが現状にあっている。

⇒2月に支部大会5年生の部を実施する。これに伴い5月は4年生の部、9月は6年生の部に変更して実施する。（24年度末）

2. 試合時間について

・試合時間は、6年の部（40分）5年の部（30分）4年の部（30分）となっていたが、8人制・3ピリオド制を適用した試合は、4, 5年生の部では、1ピリオド10分とする。

・6年生については、北ライオンズ杯は1ピリオド10分とするが、結果を踏まえ、松木杯、支部大会での1ピリオドの時間を検討する。親善大会は従来通り40分6（20分ハーフ）とする。（令和3年度末確認）

3. 競技規則等に関するこ

【ユニホームの運用緩和について】※県協会の方針に倣い変更する

⇒ユニホーム色彩が同じ場合、ビブスでの対応を可とする。

※この結果ユニホームに関する各大会要項の記載を「各チームともユニフォームを1着以上用意する。対戦チームの色彩が同じ場合はビブスによる対応を可とする。」とする。（令和2年度末確認）

・PKマークのゴールラインからの距離を、県の規定に合わせて試験的に6年生だけ8mとした。（他の学年は7m）（23年度末）

【退場者の扱いについて】

⇒退場を命ぜられた選手は、同大会の次の試合のみ、出場停止とする。

（市内大会の6年生の部のみ適応。（北ライオンズ6年生の部、松木杯、親善大会6年生の部、支部大会））

・実施要綱、競技規則に下記の文言を入れる。（19年度末確認）

「退場を命ぜられた選手は、同大会の次の試合のみ、出場できないものとする。」

- ・自由な交替について
⇒市内すべての大会で「自由な交替」を採用する。
- ・「14名ルール適用の時には、登録メンバー14名かしかベンチ入りできないので、教育的な配慮がない。」との意見があった。
⇒「当日メンバー表」の記載方法の改良により、先発・交代選手が特定できるようになったので、ベンチ入りは21名まで可とする。

をしておくことも可とする。（23年度末）

【14名ルールの適用について】

- ・8人制の3ピリオド制（当該学年を先発させるとともに、登録選手は最低1ピリオドは出場すること）の導入により、14名ルールが適用されるのは、親善大会6年生の部のみとなった。（令和3年度末確認）

14名ルールの整理（19年度末確認）

■14名ルール設定の経緯

- ・6年生の支部大会で、6年生が11人以上いるにもかかわらず5年生をベンチに入れ試合にも出場させた。
⇒大会趣旨の「多くの子どもに試合出場の機会を与え、一人ひとりの育成の場とする。」の意味を履き違えないよう指導者に強く望む。（13年度末確認）
⇒次の1項目を、支部大会 実施要綱 6. 参加資格 の7番目に付け加える。
「下学年から補充する場合は会場責任者に申告すること。」（13年度末確認）
- ・上記の（13年度末確認）事項は概ね守られたが、6年生の支部大会はCTCの大会が間近ということもあり、CTCのメンバーで（5年生を多数使う形で）6年生の大会に出席したチームがあった。
⇒下学年から補充する場合は登録メンバーの合計を14名とする。（14年度末確認）
⇒支部大会 実施要綱 6. 参加資格 の7番目を次のように変更する。（14年度末確認）
「原則として他学年の児童は出場できない。ただし、当該学年が14名に満たない場合は、下学年から補充することができる。この場合、大会趣旨を踏まえ、当該学年の選手の試合にできる機会を妨げることがないようにすること。また、補充した選手を会場責任者に申告すること。なお、上學年に出場しても本来所属する学年の大会に出場できるものとする。」

■14名ルールについて再確認（役員会にて2010.11.20）

利点

- ① 当学年選手の出場機会を下学年の選手が奪ってしまうことを抑止できる。
 - ・下学年を補充する際に、人数の制限があることで、無闇に下学年と交替することができない。
 - ・14名という数が絶妙。（余裕、制限という観点から、交替選手3名は適當）

短所

- ①該当学年選手を先発させても、短時間で下学年への交代が可能
⇒これは14名ルールの短所というより指導者のモラルの問題
- ②14名しか連れていけない。
⇒「当日メンバー表」を確認。21名まで可能になっている。「当日メンバー表」の記載方法を再度周知させる。
- ③熱中症やインフルエンザ等の非常急変時に対応できない。
- ⇒委員長、事務局と協議して、対応する。
④下学年を連れていく、連れていかないで分けなければならない。また、下学年と合わせて21人連れていくても、出せない選手が出てくる。保護者の不満が溜まる。
- ⇒チームとして、あくまでも当該学年の大会であることを、選手にも、保護者にも、わかるように、丁寧に説明すべき。

結論

- ①14名ルールを適用していく=長所を継承していく
 - ②短所については解決策を提示する。他にも問題があれば、その都度、協議していく。
 - ③短所の①「該当学年選手を先発させても、短時間で下学年への交代が可能」については、代表者会議等で指導者のモラル、子どもを中心の考えについて繰り返し話題にしていく。
- (22年度末確認事項)

4. 会場関係について

【北市川スポーツフィールドの使用について】

- ・令和6年度から、競技施設の確保という観点から、スポーツ部の施策として、北市川スポーツフィールドが開放されることになった。令和6年度は、市川市サッカー協会としては、土日を中心に、計23日使用できることになった。これを1種、3種、4種が協議の上使用していくことになる。4種委員会としては、3種委員会と相談の上、主に県大会等の会場確保にあて、計10日を使用することとした。（令和5年度末確認事項）

- ・会場費2000円を値上げしてほしい。⇒15年度から一日使用につき3000円支給。

- ・各大会での会場確保が困難になってきている。

⇒年間を通して会場確保を円滑にしていきたい。

方法・市内大会で8会場必要な場合 → 各支部で2会場ずつ確保

→ 競技部に報告 → 会場借用申請作成（17年度末）

- ・会場提供、会場運営に偏りがある。積極的に会場の提供をしないチームがある。

⇒協会に登録するすべてのチームが、協会主催の大会への会場提供と会場運営を、心掛ける。

年に最低一回は会場提供し、会場運営に係ること。特に各支部が主管となるわんぱくの大会は積極的に！（令和5年度末継続確認）

⇒各チームは、わんぱくリーグの会場確保に協力すること。特にグランドが小さく大会会場としてはあまり使用されない会場を確保しているチームは、わんぱくリーグに積極的会場提供（20年度末）

- ・あるチームから「大会予定日が、自チームの施設開放で許可されている期日と合わないため提供できない。」との意見

があった。

⇒自チームの施設開放で許可されている期日を変更し、大会予定日に提供できるように調整する努力をすること。（これは、456年の大会に会場提供している多くのチームが当たり前に努力していることである。）（20年度末）

⇒駐車する際に「チーム名」「運転者名」を表示することはだいぶ定着してきた。さらなる徹底を！

⇒会場ごとに駐車証の発行をする

【広尾防災公園「健康広場」（人工芝グランド）の使用について】（令和4年度末継続確認）

・近隣自治会等との取り決めて、練習試合は構わないが、大会には使用しないこととなっている。

このため、支部大会を含めた4種委員会が関わる大会では使用できない。

・土曜日の使用について

⇒土曜日の使用枠は、4種サッカー関係以外の野球等も含めた、使用を希望する各単独クラブの抽選により決定となることから、南部支部の各クラブが中心となって抽選に関わり、確保できた使用枠を広く他支部との交流の場としても活用していくことにより、4種委員会に属する多くの子ども達が人工芝グランドを使用できる機会を増やす。（令和4年度末継続確認）

・日曜日の使用について

⇒第1、第3、第5日の日曜日のみ、単独クラブではなく協会としての活動場所として開放され、使用できることとなった。使用時間は、4月から9月は9時から15時。10月から翌年3月は9時から13時。今後は、わんぱくサッカー教室、トレセン活動等の4種委員会としての活動の場として使用していく。なお、第1日曜日は原則として女子サッカーの普及に当てる（令和4年度末継続確認）

5. 会議運営について

・わんぱくリーグ、ジュニアカップ等、3年生以下の大会の抽選に時間がかかる。

⇒複数チームの参加による抽選の煩雑さを解消するため、主管支部の工夫により、主管支部が予め複数チームの抽選をしておくことも可とする。（23年度末）

IV. 技術関係

◆2005年度から、少年の指導をするには「公認少年少女指導員」であることが義務付けられる。

・「公認少年少女指導員資格」は「D級資格」に呼び方が変更。

◆サッカー教室（選手）の実施

・ジェフユナイティッド市原・千葉のサッカースクールを実施の方向で調整する。（令和5年度末継続）

※平成18年度から行われていた「柏レイソルサッカースクール」は平成28年度で終了。

◆サッカー教室（指導者）の実施

⇒令和4年度も実施の方向。各チームとも最低1名の参加をお願いします。（令和5年度末継続確認）

⇒年9回のサッカー教室（指導者）とは別枠で「講演会」「受講者を対象に救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用方法等）」等を検討する。（令和5年度末確認）

◆女子サッカーの普及拡大

⇒広尾防災公園「健康広場」（人工芝グランド）の使用可能枠の内、毎月第1日日曜日を、原則として女子の日とし、「U-12女子サッカースクール」や市川FCレディースの活動の場とする。（令和5年度末確認事項）

⇒土曜日に使用できる会場として、八幡小学校校庭を工夫して確保し、市川FCレディース等の女子サッカーの活動の場としていく。（令和5年度末確認）

◆キッズサッカーの普及拡大

⇒年長児の個人登録を可とするとともに、4種委員会として、年長児が集う催し「キッズサッカーフェスティバル」を、学期に1回年間で計3回実施し、キッズサッカーを普及させる。（令和5年度末確認）

V. 市川FC（市川トレセン）指導部

◆トレセン選考会（5年）について（令和5年度末継続確認）

・第1次選考会の支部の割り振りを固定せず、隔年で変更する。

令和5年度 午前 中央支部・総武支部 午後 南部支部・北部支部

令和6年度 午前 南部支部・北部支部 午後 中央支部・総武支部（本年度）

◆市川浦安トレセン交流会について

・令和6年度は、12月15日（日）に開催※国府台SC確保（令和5年度末確認事項）

・29年度より、4年生の部、5年生の部のみ実施。

・平成31年度より「市川浦安サッカーフェスティバル」を改め「市川浦安トレセン交流会」に名称を変更する。（30年度末確認事項）

◆県都市トレセン5年生大会（U-11）について

- ・実施要項の変更により、年間を通した活動になる。 (23年度末確認)
⇒出来る限り4支部の5年トレセン活動の一環として参加できるよう、各支部で条件整備を図っていく。
- ・実施要項の変更により、従来どおり、1月から2月の実施になった。
⇒市川FC(市川トレセン)5年が2チーム、プラス出場枠に合わせて、支部トレセン5年が出場する。(27年度末)

◆市川FC(市川トレセン)の意義、役割、活動の意図、活動の内容について

- ・平成27年度から全日本少年サッカー大会の日程、千葉県予選の方法が大幅に変更されることとなった。このことに関しては、指導部を中心に協議を重ね、26年度中に対応策を検討する。(25年度末確認)
⇒市川FC(市川トレセン)の一部【市川FCレーベ】が、全日本千葉県予選、CTCサッカー大会等の県大会に出場するチームとなる。選手が試合に出場する機会を多くするという観点から、選手は、【市川FCレーベ】か【自チーム】で県登録する。どちらに登録するかは「自己決定」が原則(27年度末)
- ⇒別紙参照(15年度末確認) ⇒指導のガイドライン作成(20年度末確認)

◆県トレセンへの推薦

⇒6年の県トレセンへの推薦のための選考会は廃止。

理由 県トレセンの方針が5年6年継続する方針に変わったため。

⇒5年の県トレセンへの推薦は、5年生の10月11月に必要に応じて選考会を実施し、指導部、役員会の承認を経て県に推薦する。(平成17年度末)

◆5年生の選考会に4年生が参加することについて

⇒「逸材を排除しない」という考え方。ただし、参加の方法を変える。(平成17年度末)

- ・今まででは参加するにあたって

委員長に代表者から直接申し出 → 委員長が許可 → 選考会参加

という形をとっていた。(明文化すると4年生が殺到するため)

- ・次年度からは

委員長に支部長から申し出 → 委員長が許可 → 選考会参加 の形に変更する。